



大船渡労働基準署 ニュース

新春の候 大船渡労働基準監督署 署長 渡辺 幸輝

謹んで新春をお祝い申し上げます。旧年中は大変お世話になりました。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、大船渡署管内の令和3年の労働災害発生状況ですが、前年より減少した状況となっております。労働災害の発生状況については、毎年1月から12月までの期間で統計をとっておりますが、年が明けてから報告されることもあることから、確定するのは3月末日以降となります。令和3年11月末時点での休業4日以上労働災害は、岩手県内では1,277件と前年より180件、16.4%の増加となっております。一方大船渡署管内では68件と前年より6件8.1%の減少となっており、ここ5年ほどは年間80件台で推移してきましたが、70件台を達成できる可能性もあります。これもひとえに皆様方の労働災害防止に対する取り組みの成果であると考えております。

いわて年末年始無災害運動は、運動期間を令和3年12月から令和4年1月までとして展開しております。すでに12月中には様々な取り組みを行っていただいたことと思います。1月も引き続き運動期間内の積極的な取り組みをよろしくお願いいたします。1月からは令和4年の労働災害発生状況の統計がスタートします。「何事も最初が肝心」ともいいます。1年の最初の月である1月に労働災害防止の取り組みを積極的に行うことで、今年1年が無災害で過ごせるようになることを期待します。今年一年が皆様方にとって良い一年でありますように！

◆ 岩手県特定（産業別）最低賃金が改正されます

令和3年12月29日（水）から、岩手県特定（産業別）最低賃金が引き上げとなります。

- ◆ 鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金
時間額 **878円**（現行852円）
- ◆ 光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
時間額 **856円**（現行829円）
- ◆ 電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具・情報通信機械器具製造業最低賃金
時間額 **847円**（現行820円）
- ◆ 自動車小売業最低賃金
時間額 **879円**（現行863円）



※岩手県最低賃金は令和3年10月2日から821円となっておりますが、上記の業種にあたる事業所では、特定（産業別）最低賃金が適用となります。また、法人単位ではなく、事業所単位で判断することになるので注意してください。

※事業所が上記の業種に該当するのか、今支払っている賃金が最低賃金に足りているかの計算方法等の最低賃金に係る問い合わせは、当署又は岩手労働局賃金室（019-604-3008）にお願いします。

◆ 年次有給休暇を取得しましょう

2019年4月1日から、年次有給休暇（年休）が10日以上付与される労働者に対して、基準日（毎年年休が発生する日）から1年以内に最低でも5日の年休を取得させることが義務化されました。

年休の取得は、仕事の生産性の向上、企業イメージの向上、優秀な人材の確保、労働者のストレスの低減、残業などのコストの低減などが期待でき、労使にとってメリットがあるものです。現在の取得状況の確認をして、取得状況が低調な人については、年休の取得促進、今後の年休の取得計画等を考えてみてください。



◆ パワーハラスメント対策を実施しましょう

令和4年4月1日から、企業規模にかかわらず、職場におけるハラスメント防止措置を講じることが義務化されます。職場におけるパワーハラスメントとは、①優越的な関係を背景とした言動であって②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより③労働者の就業環境が害されるもので、①～③をすべて満たすものをいいます。

事業主が講ずべき措置としては、・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備・職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応などです。

ハラスメントや事業主が講ずべき措置の詳細は、岩手労働局で事例集を作成していますので、「岩手労働局 ハラスメント防止対策対応事例集」で検索して、対応の参考にいただければと思います。



◆ 各種お知らせ

- **墜落制止用器具**に係る労働安全衛生規則の改正の経過措置期間が終了し、**令和4年1月2日**からは改正規則の完全施行となります。
新しい安全ルールに基づいた作業をお願いします。
- 建設物等の解体又は改修の作業や工事を請け負う際に必要となる**石綿事前調査結果報告**が令和4年4月1日からスタートすることに先駆け、石綿事前調査結果報告システムの**ユーザーテスト**が、**1月18日（予定）～2月18日（予定）**に、システムを利用予定のすべての方を対象（事業者、地方公共団体職員など）に実施予定となっています。当該報告はパソコン、スマートフォンによることが想定されているものです。
詳しくは、厚生労働省ホームページ「石綿総合情報ポータルサイト」内でご確認ください。
- 令和3年12月1日より、事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則が改正されました。内容としては①**照明の基準**を従来の3区分から2区分に改めたこと、②**便所**の設置に関すること、です。詳しくは厚生労働省ホームページなどでご確認ください。

いわて年末年始無災害運動

あなたの安全 家族の願い 年末年始も無災害
実施期間：令和3年12月1日～令和4年1月31日
[準備期間：令和3年11月1日～令和3年11月30日]

STOP! 転倒災害プロジェクト

◆労働災害の発生状況のお知らせ

令和3年11月末現在
速報値

	今年	前年同期比
製造業	11人	-9人
建設業	20人	+3人
運輸交通業	9人	+3人
林業	7人	+3人
畜産水産業	3人	+1人
商業	3人	-7人
通信業	0人	-2人
保健衛生業	9人	+3人
接客娯楽業	0人	-4人
その他業種	6人	+1人
合計	68人	-6人

＜災害事例＞ ハーベスタ（重機のアタッチメントが伐木・枝払い・玉切り・集積用のもの）で林内の自社造成の作業道を移動中、路肩が崩落し、ハーベスタが傾斜35度斜距離約80mを転落し、斜面の立木で止まった。シートベルトは未装着。運転手は転落中にキャビン内に身体を強打し続け、複数部位の骨折となった。（林業）

◆ 労働災害防止に向けて関係機関・団体と協力・連携を図りました



↑ 労働災害防止団体代表者連絡会議

11月16日、大船渡魚市場において、「令和3年度気仙地域労働災害防止団体代表者連絡会議（令和3年度「いわて年末年始無災害運動」に係る関係団体代表者連絡会議）」を開催し、管内12の労働災害防止団体と労基署とで労働災害防止に関する情報交換、意思統一及び協力・連携の確認を行いました。

また、11月26日には、大船渡魚市場において、「令和3年度第2回気仙地域建設工事関係者連絡会議」を開催し、公共工事発注機関と業界団体と労基署とで労働災害防止に関する情報交換、意思統一及び協力・連携の確認を行いました。

↓ 建設工事関係者連絡会議



◆ 今月の労働災害防止について（連載⑦）



フォークリフト等の車両運転者の安全作業の基本について

フォークリフトなどの車両系荷役運搬機械、ドラッグショベルなどの車両系建設機械、グラブプルなどの木材伐出機械等、などさまざまな車両系機械は仕事の効率を大幅に向上させてくれる大変便利な機械です。これらの運転には当然資格が必要ですが、それ以外にも「基本動作（基本行動）」をきちんと行うことも大切です。日々の繰返作業からの「基本の省略」も多くみられます。どれも非常に大切なことですので、基本を再認識して、基本動作を行いながら作業を進めましょう。基本を徹底してこそプロの証です。

(1) 3点支持昇降

※降車時も逆で同じように



災害事例：足を踏み外して転落（骨折）

(2) シートベルト装着



災害事例：車体転倒時に車外に投げ出され、車体の下敷き（死亡）

(3) 周囲確認

①乗車前の周囲確認

②着座後の周囲確認（前後・左右・各斜め方向）

③ミラー確認

④最後に発進方向再確認



災害事例：後進したところ、歩行者に激突した（死亡）